

令和7年度 市民税・県民税の申告 & 所得税の確定申告 フローチャート

スタート

令和7年1月1日時点で、
桐生市に居住していた

いいえ

居住していた市区町村へ
お問い合わせください。

はい

令和6年中の収入は、

収入なし

主に給与

主に公的年金

主に営業・農業・不動産

市内に住む親族の税法
上の扶養になっていた

はい
❶

いいえ
❷

給与収入が
2,000万円を超えた

はい
❶

いいえ

公的年金収入が
400万円を超えた

はい
❶

いいえ

所得金額^{※1}が所得税の
控除合計より大きい

はい
❶

いいえ
❷

所得金額^{※1}が所得税の
控除合計より大きい

はい
❶

いいえ

勤務先は1か所だけで
年末調整した

はい

いいえ

公的年金以外の
収入があった

はい

いいえ

令和7年1月1日時点で
65歳以上である

はい

いいえ

扶養や医療費などの控
除を追加で受ける^{※2}

はい
❷

いいえ

給与以外の収入が
あった

はい

いいえ

公的年金以外の所得金
額^{※1}が20万円を超え
た^{※3}

はい
❶

いいえ
❷^{※4}

収入が151万
5千円以下

はい
❸

いいえ

収入が101万
5千円以下

はい
❸

いいえ

勤務先から桐生市に
給与支払報告書が提
出されている

はい
❸

いいえ
❷

給与以外の所得金額^{※1}
が20万円を超えた^{※3}

はい
❶

いいえ
❷^{※4}

扶養や医療費などの控
除を追加で受ける^{※2}

はい
❷

いいえ
❸

※1 所得金額とは、収入から必要経費を引いた額です。

※2 各種控除の適用には、毎年、年末調整や確定申告、市・県民税申告などが必要です。

※3 目安として「給与収入が75万円を超える」「65歳未満の人で公的年金収入が80万円を超える」「65歳以上の人で公的年金収入が130万円を超える」などがあります。

※4 収入が公的年金と年末調整済の給与のみで、勤務先から桐生市に給与支払報告書が提出されている人で、控除を追加しない人は申告不要です。

<判定結果>

❶	所得税の 確定申告が必要	ただし、所得税額が発生しなければ、市・県民税の申告のみで良い場合があります。 ※所得税の確定申告をすれば、市・県民税の申告は不要です。
❷	市・県民税の 申告が必要	ただし、源泉徴収税があり、所得税の還付を受けるためには、所得税の確定申告が必要です。
❸	所得税の確定申告や 市・県民税申告は不要	ただし、収入がない人で所得課税証明書が必要な場合は、市・県民税の申告が必要です。 年末調整していない給与がある人は、確定申告で所得税の還付を受けられる場合があります。

※所得税の確定申告が必要な場合：国税庁ホームページなどをご確認ください。また、別紙「日程・会場のご案内」の日程と会場に限り、市役所・公民館・支所でも所得税の確定申告を受け付けます(一部、市役所で受けられない申告があります)